

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県多文化共生推進プラン (令和9年度～令和13年度)

～誰もが主役の多文化共生社会の実現に向けて～

県民コメント 閲覧用

【意見募集期間】

令和8年10月1日(木)～令和8年10月31日(土)

※詳細については、添付の「意見募集案内」を御覧ください。



彩の国
埼玉県

目 次

I	埼玉県多文化共生推進プラン策定の考え方	- 1 -
1	趣旨	- 1 -
2	経緯	- 1 -
3	位置付け	- 1 -
4	計画期間	- 1 -
5	多文化共生を取り巻く現状と課題	- 1 -
6	プラン策定の視点	- 8 -
II	プランの内容	- 10 -
1	目指す将来像	- 10 -
2	基本目標	- 10 -
3	基本指標	- 10 -
4	施策体系	- 11 -
5	多文化共生推進施策の展開	- 12 -
	基本施策 1 コミュニケーションの促進	- 12 -
	基本施策 2 誰もが安全・安心に暮らせる生活基盤づくり	- 16 -
	基本施策 3 相互理解と社会参画の促進	- 23 -
	基本施策 4 地域活性化の推進やグローバル化への対応	- 29 -
6	プランの推進体制	- 32 -
	【参考資料】	- 35 -

I 埼玉県多文化共生推進プラン策定の考え方

1 趣旨

本県における在留外国人数は年々増加し、令和7年（2025年）末には29万937人となっています。これは、県人口の4.0%に当たり、県民の約25人に1人が外国人という状況です。一方、令和7年国勢調査速報値による県人口は約729万人に減少しており、人口減少局面に転じたことが明らかとなっています。

このような中、本県が将来にわたり活力のある社会を維持し、持続的に発展していくためには、日本人と外国人が互いの立場を理解し、それぞれの個性と能力を発揮できる、多文化共生¹社会の実現が求められます。

そこで、本県は「誰もが主役の多文化共生社会」を目指す将来像として掲げ、その実現に向けて進めるべき施策をまとめた第5次「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定しました。

2 経緯

平成18年（2006年）3月に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定したことを受け、県は、県内の実情に合わせた「埼玉県多文化共生推進プラン」を平成19年（2007年）12月に策定し、その後3回の改訂を行いました。

第4次プランの最終年度である令和8年度（2026年度）に、県として推進すべき施策について検討を行い、埼玉県多文化共生推進会議²における協議と県民コメントの意見等を踏まえ、第5次「埼玉県多文化共生推進プラン」を取りまとめました。

3 位置付け

県の総合計画である「埼玉県5か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」（令和9年度～令和13年度）の多文化共生に係る部門別計画として位置付けます。

また、本プランは総務省「地域における多文化共生推進プラン」（令和2年（2020年）9月改訂）等を参照し、地域の実情を踏まえて策定したものです。

4 計画期間

令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間です。

5 多文化共生を取り巻く現状と課題

（1）人口減少と人口構造の変化

¹ 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

² 埼玉県多文化共生推進会議

専門的な視点から県の多文化共生施策を推進するため、平成20年（2008年）に設置。学識経験者、外国人住民、NPO団体、企業、市町村等の委員で構成される。

本県の人口は、国勢調査の開始から一貫して増加を続け、令和2年（2020年）には約734万人（令和2年国勢調査）となりましたが、令和7年国勢調査速報値による人口は約729万人に減少しており、人口減少局面に転じたことが明らかとなっています。今後も人口は継続的に減少し、令和32年（2050年）には令和2年（2020年）から1割以上減少すると見込まれています。

また、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）の約501万人をピークに減少が続き、令和32年（2050年）にはピーク時から約3割減少し、約353万人になると推計されています。

一方で、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が全て65歳以上の高齢者となり、さらに、令和27年（2045年）には本県の高齢者は約234万人となるなど、異次元の高齢化が進行することが見込まれています。

（2） 在留外国人³数の推移

本県における在留外国人数は、29万937人（令和7年（2025年）末）です。これは、県人口の4.0%に当たり、県民の約25人に1人が外国人という状況です。5年前の19万8,235人（令和2年（2020年）末）と比べると、約1.5倍に増加しています。全国的に見ると、在留外国人数は都道府県で第5位です。

また、国籍・地域は166と幅広く、中国（89,742人（県内に在住する外国人の30.8%を占める。））が最も多く、次いでベトナム（52,974人（18.2%））、フィリピン（26,015人（8.9%））、ネパール（20,657人（7.1%））、韓国（15,753人（5.4%））となっています。

市町村別在留外国人数では、川口市が54,460人と最も多く、次いでさいたま市の38,754人、草加市の13,098人、川越市の12,621人、蕨市の11,094人となっています。住民に対する外国人の割合は、蕨市が14.7%と最も多く、次いで川口市が9.2%、戸田市が7.1%、神川町が6.2%、八潮市が6.0%です。

さらに、在留外国人の年齢構成を見ると若年層が多く、60代以上が7.3%であるのに対し、30代以下が69.5%と3分の2以上を占めています。特に20代は5年前と比較して3万人以上増加しており、在留外国人全体における比率は30.3%となっています。

県内の在留外国人が増加する中で、国籍の多様化や居住地域ごとの人数の多寡、年齢構成等にも留意する必要があります。

³ 在留外国人（在留管理制度）

「出入国管理及び難民認定法」（入管法）に定められた在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人。

〔在留外国人数（令和 7 年末 県内上位 10 位）〕

（単位 人）

	令和 2 年末	令和 7 年末	増減数
中国	74,826 (37.7%)	89,742 (30.8%)	14,916
ベトナム	30,557 (15.4%)	52,974 (18.2%)	22,417
フィリピン	21,400 (10.8%)	26,015 (8.9%)	4,615
ネパール	7,012 (3.5%)	20,657 (7.1%)	13,645
韓国	15,778 (8.0%)	15,753 (5.4%)	-25
インドネシア	3,420 (1.7%)	14,497 (5.0%)	11,077
ミャンマー	2,088 (1.1%)	11,398 (3.9%)	9,310
ブラジル	7,438 (3.8%)	7,116 (2.4%)	-322
バングラデシュ	2,415 (1.2%)	6,197 (2.1%)	3,782
スリランカ	1,724 (0.9%)	5,010 (1.7%)	3,286
その他	31,577 (15.9%)	41,578 (14.3%)	10,001
合計	198,235 (100.0%)	290,937 (100.0%)	92,702

出典：出入国在留管理庁在留外国人統計から埼玉県作成

〔市町村別在留外国人数及び住民に対する外国人の割合（令和 7 年末 県内上位 5 位）〕

（単位 人）

市町村名	外国人数	市町村名	外国人の割合
川口市	54,460	蕨市	14.7%
さいたま市	38,754	川口市	9.2%
草加市	13,098	戸田市	7.1%
川越市	12,621	神川町	6.2%
蕨市	11,094	八潮市	6.0%

出典：出入国在留管理庁在留外国人統計から埼玉県作成

※在留外国人数は、出入国在留管理庁在留外国人統計における令和 7 年末現在の値。住民に対する外国人の割合は、埼玉県「埼玉県推計人口」の翌年 1 月 1 日現在の値をもとに算出した人口に占める「在留外国人」の割合。

〔年代別在留外国人数・割合：令和 7 年末〕

(単位：人)

年代	令和 2 年末		令和 7 年末		割合の 増減
	人数	割合	人数	割合	
～19 歳	26,975	13.6%	40,841	14.0%	0.4
20～29 歳	57,390	29.0%	88,089	30.3%	1.3
30～39 歳	48,906	24.7%	73,321	25.2%	0.5
40～49 歳	29,523	14.9%	40,723	14.0%	-0.9
50～59 歳	22,345	11.3%	26,768	9.2%	-2.1
60～69 歳	9,324	4.7%	15,078	5.2%	0.5
70～79 歳	2,833	1.4%	4,788	1.6%	0.2
80 歳～	939	0.5%	1,329	0.5%	0.0
	198,235	100.0%	290,937	100.0%	

出典：出入国在留管理庁在留外国人統計から埼玉県作成

(3) 在留資格の多様化

県内で永住者⁴等、身分・地位に基づく在留資格を持つ人は令和 7 年（2025 年）末で 110,763 人であり、これは 5 年前（令和 2 年（2020 年）末）の総数 92,020 人に比べて実数は増加しているものの、在留外国人総数に占める割合は縮小しています。

一方、5 年前と比較し、技能実習の在留資格を持つ外国人は約 1.36 倍、技術・人文知識・国際業務の在留資格を持つ外国人は、約 1.71 倍となっています。また、平成 31 年（2019 年）に創設された特定技能の在留資格を持つ外国人も 25,235 人と、全体の 8.7%を占めています。さらに、令和 9 年(2027 年)からは育成就労制度の運用が開始されます。

在留資格が多様化する中、在留資格ごとの状況に配慮する必要があります。

〔在留資格の多様化の傾向（埼玉県）〕

(単位 人)

在留資格		令和 2 年末		令和 7 年末	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)
身分・地位に基づく在留資格		92,020	46.4	110,763	38.1
内訳	永住者	64,388	32.5	77,130	26.5
	日本人の配偶者等	10,295	5.2	11,632	4.0
	永住者の配偶者等	4,562	2.3	6,298	2.2
	定住者 ⁵	12,775	6.4	15,703	5.4
特別永住者		8,412	4.2	7,859	2.7
家族滞在		19,407	9.8	33,167	11.4
技能実習		18,855	9.5	25,703	8.8
技術・人文知識・国際業務		22,546	11.4	38,638	13.3
留学		17,629	8.9	26,961	9.3
特定技能		788	0.4	25,235	8.7
その他		18,578	9.4	22,611	7.8
在留外国人総数		198,235	100.0	290,937	100.0

出典：出入国在留管理庁在留外国人統計から埼玉県作成

⁴ 永住者

法務大臣が永住を認める者。永住許可を受けた外国人は、「永住者」の在留資格により日本に在留することになり、在留活動、在留期間のいずれも制限されない。

⁵ 定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間（5 年、3 年、1 年等）を指定して居住を認める者であり、日系 3 世、中国残留邦人などがこれに該当する。

(4) 日本語指導が必要な児童生徒⁶

日本語指導が必要な県内の外国籍及び日本国籍の児童生徒は、令和7年度(2025年度)の文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」では5,924人となっています。これは前回の令和5年度(2023年度)の調査より1,562人多く、35.8%増加しています。

外国人児童生徒等を含めた全てのこどもたちが健全に成長し、社会で活躍するためには、コミュニケーションの基本的な土台である日本語能力を身に付けることが不可欠です。

(5) 多様性と包摂性のある社会への動き

平成27年(2015年)に開催された国連サミットで、「持続可能な開発目標(SDGs⁷)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

国では平成28年(2016年)に「SDGs実施指針」を決定したほか、SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」というキーワードで表現される「包摂性」を国の優先課題に取り組む際の主要原則の一つとして、分野を問わず適用することとしています。

外国人住民を含め、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」はSDGsの理念である「持続可能で誰一人取り残さない社会」と同一のものです。

本プランにおいても埼玉県5か年計画と同様に、SDGsの基本理念を踏まえて施策の展開を図ります。

(6) デジタル化の進展

デジタル技術は、電気や水道などのライフラインと同様に社会基盤として定着し、私たちの生活全般、産業や行政などあらゆる分野で不可欠なツールとなっています。

特に近年では、生成AIをはじめとするAI技術の進展が、企業活動や私たちの生活にも革新をもたらしています。また、社会全体にデジタル化が浸透することで、新しいサービスや価値を生み出すDX⁸が求められています。

⁶ 日本語指導が必要な児童生徒

「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

⁷ SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

⁸ DX(デジタルトランスフォーメーション)

様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化されたりし、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

こうした技術を活用することで、外国人住民への情報提供やコミュニケーションにおいても、リアルタイムの多言語対応や双方向の円滑なやりとりが可能となるなど、暮らしやすさや安全・安心の向上につなげることができます。

(7) 自然災害の激甚化等

我が国は、地形や気象などの自然的条件から、各種の災害が発生しやすい特性を有しています。

首都直下地震などの大規模地震の発生リスクは依然として高い状況です。政府の中央防災会議によると、マグニチュード7クラス的首都直下地震が発生する確率は今後30年間で70%程度と評価されています。

また、1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨の年間発生回数は増加しており、浸水被害のリスクも増大しています。さらに、令和2年以降、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症は、感染症の脅威が社会に与える影響の大きさを示しました。

新型インフルエンザや未知の感染症によるパンデミックは今後も発生するリスクがある一方、予測が困難であり、平時の備えが重要となります。

こうした中、県は災害に遭遇した経験や教訓などを蓄積し、将来起こり得るリスクに備え、外国人住民にも、デジタル技術等も活用しながら防災の意識を促すとともに、発災時には迅速かつ適切な情報提供や相談対応等を行う必要があります。

(8) 国における多文化共生施策の変遷

国は、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを享受し生活できるような環境を整備するため『生活者としての外国人』に関する総合的対応策（平成18年（2006年）12月）等を策定し、諸施策を実施してきました。

また、「特定技能」の在留資格創設を踏まえて、平成30年（2018年）に、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進することとされました。

さらに、令和8年（2026年）1月には「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が策定されました。この中で、日本で生活する外国人は、日本語や社会規範・制度を学び、社会の一員として責任ある行動が求められることや、法やルールを逸脱する行為に対して、国籍にかかわらず公正かつ厳正に対処することなどが示されました。こうしたルールの遵守や制度の適正化といった「秩序」に基づく取組と、外国人の受入れ環境整備に向けた取組の双方を着実に進めていくことで、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する「秩序ある共生社会」の実現を目指していくこととされました。

一方、国は、令和2年（2020年）の「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」（総務省策定）等において、都道府県に、地域の実情に応じて、多文化共生

の推進に関する指針・計画を策定した上で、必要な施策を着実に推進することを求めています。

6 プラン策定の視点

人口減少・超少子高齢化が進行し、今後も外国人住民の増加が見込まれる中、本県が将来にわたり活力のある社会を維持し、持続的に発展していくためには、外国人住民と共生していくことが重要です。一方、外国人住民の増加に伴い、言葉や文化の違いなどから生じる摩擦を懸念する声も寄せられています。

受入れ環境を整備するとともに、誰もが法やルールを遵守し、安全・安心に生活できるよう取組を進めていくことが秩序ある共生社会の基盤となります。

また、特定の民族や国籍の人を対象にした、排外主義的な考え方にに基づく不当な差別的言動は否定されなければなりません。

本プランにおいては、新たな課題を見据えて、次の4つの視点を反映させた取組を進めます。

(1) SDGsと一体的に進める多文化共生

プランで目指す将来像として掲げる「誰もが主役の多文化共生社会」は「持続可能で誰一人取り残さない社会」の実現を理念とするSDGsに包含されるものです。日本人住民、外国人住民を問わず、健康や福祉の享受、質の高い教育へのアクセスなどが保証されることが、県民が将来にわたって住み続けられるまちづくりにもつながります。

また、外国人住民等の生活や社会参画を行う上で困難を抱えやすい立場にある人の人権への配慮は、SDGs 17ゴールの一つである「平和と公正をすべての人に（ゴール16）」に関わる社会の礎です。

SDGsのゴールは相互に関連しています。直面するそれぞれの課題の解決を目指して歩みを進めることが、全ての県民にとってより良い未来に近づくこととなります。

県は、各施策について、SDGsの基本理念やゴールをリンクさせ推進します。

(2) 日本人住民と外国人住民の協働

外国人住民の多国籍化や在留資格の多様化が進む中、外国人住民との接点を持つことが日常となっています。

外国人住民は我が国の法やルールを学び、責任ある行動をとることが求められますが、日本人住民の側も多文化共生を適切に理解することが重要です。

県は、日本人住民にやさしい日本語の学習機会や外国文化に触れる機会などを提供することにより、外国人支援の垣根を低くするとともに、日本人住民と外国人住民の協働のきっかけにつなげます。

(3) 外国人住民の活躍の基盤づくり

日本一暮らしやすい埼玉の実現に向けて、外国人住民が日本人住民と同様に活躍できるという認識を持ち、地域の行事や防災活動、また、他の外国人支援の担い手としてその能力を十分発揮できる機会を広げることが重要です。外国人住民が支援する側となり、頼られることで、地域に溶け込みやすくなります。

また、外国人住民ならではの視点を生かして地域に貢献することなどにより、自らの役割を再認識し、新たな気づきを得ることにもつながります。

県は、こうした活動が円滑に行われるよう、市町村や関係機関等と連携し、外国人住民の日本語学習の支援等を進めるとともに、企業や地域の団体等に働き掛け、活躍の場を増やしていきます。

(4) 安全・安心な地域づくり

外国人住民との共生を進めていくためには、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりが重要です。外国人住民が円滑に地域に溶け込むことができるよう、地域の実情に合わせた生活面でのルール等の周知や言葉の壁を解消するための日本語教育の市町村支援等に取り組んでいきます。

また、地震や風水害などの激甚化に備え、防災情報を多言語で提供するなど、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりを進めます。

Ⅱ プランの内容

1 目指す将来像

県の総合計画である「埼玉県 5 か年計画 ～日本一暮らしやすい埼玉へ～」では、県の目指す将来像として、「安全で安心な社会」、「誰もが輝き、活力ある社会」及び「持続的に成長・発展する社会」を掲げています。

また、「誰もが輝き、活力ある社会」の実現に向けて、誰もが個人として尊重され、個性や能力を最大限に発揮し、人との交流や多彩な地域資源を生かした活動を通じて、活力があふれる社会を目指すとしています。

こうした状況を踏まえ、本県では、日本人住民と外国人住民が互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の担い手として全ての人が力を発揮できる「誰もが主役の多文化共生社会」の実現を目指します。

目指す将来像

誰もが主役の多文化共生社会

2 基本目標

県は、県民誰もが主役になることができる多文化共生社会を目指し、日本人住民と外国人住民がお互いの立場を理解するとともに、ひとしく必要な情報を得て安心し、暮らしやすさを実感できる地域づくりを進めます。

また、日本人住民と外国人住民がそれぞれの個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境の中で、地域を支える意欲を育み、県の活性化につながるような機会を充実させていきます。

基本目標

日本人住民、外国人住民が共に

日本一暮らしやすい SAITAMA づくり

3 基本指標

日本語学習機会の拡充は、地域住民同士の相互理解や多文化共生の地域づくりにつながります。県は、市町村や関係機関等と連携し、生活等に必要な日本語を地域で学べる環境の整備を進めます。

基本指標

「埼玉県地域日本語教育プログラム」を活用した日本語教育の実施体制を整えている市町村数

目標値

15市町村(令和9年度～令和13年度の累計)

4 施策体系

令和9年度～令和13年度		
目指す将来像	誰もが主役の多文化共生社会	
基本目標	日本人住民、外国人住民が共に日本一暮らしやすいSAITAMAづくり	
基本指標	「埼玉県地域日本語教育プログラム」を活用した日本語教育の実施体制を整えている市町村数 15市町村	
案案取組 (大分類)	案案取組 (中分類)	案案取組 (小分類)
1 シ コ ミ ユ の ニ ュ ー ス	(1)地域で暮らすための情報提供	①多言語・やさしい日本語による情報提供 ②外国人住民の相談窓口等の運営 ③デジタル技術の活用による情報提供・コミュニケーション機能等の強化
	(2)日本語教育の市町村支援等	①地域における生活のための日本語教育の推進 ②専門分野の外国人材への日本語学習支援
2 生 活 基 盤 の 安 全 ・ 安 心 に 暮 ら せ る	(1)安全・安心な暮らしの確保等	①就業・起業支援 ②防災対策・災害時の支援 ③医療・保健サービスにおける環境整備 ④福祉サービスにおける環境整備 ⑤住宅確保の支援 ⑥防犯・交通安全対策の推進 ⑦就学状況の把握及び就学や幼児教育等に関する情報提供 ⑧外国人児童生徒等への日本語学習及び生活支援 ⑨進路指導・キャリア教育 ⑩多文化共生の考え方に基づく教育の推進
3 相 互 理 解 と 社 会 参 画 の 促 進	(1)外国人住民の社会参画支援	①地域に根差した取組の促進 ②県民と留学生等の交流支援 ③留学生の県内企業への就職支援 ④就業・起業支援(再掲) ⑤外国人住民の意見を地域の施策に反映させる機会の拡充 ⑥外国人住民の地域社会への参画支援 ⑦外国人コミュニティへの支援
	(2)多文化共生の場づくり	①地域住民がつながる場づくり ②多文化共生への理解を深める行事等の開催
	(3)多文化共生の理解促進	①日本人住民等に対する多文化共生の意識啓発 ②不当な差別的言動等の解消
4 の や 地 対 グ 域 活 性 化 の 推 進	(1)外国人住民が担う地域活性化の推進	①外国人住民による県の魅力の発信 ②外国人住民による地域貢献の機会の拡充
	(2)共に県民の一人として協働する活動の促進	①優れた取組等の発信 ②日本人と外国人が協働して取り組む地域活性化の推進
	(3)留学生の地域における就職促進	①県民と留学生等の交流支援(再掲) ②留学生の県内企業への就職支援(再掲)

5 多文化共生推進施策の展開

基本施策 1

コミュニケーションの促進

外国人住民を含む全ての県民が安全・安心に生活できるよう、生活等に関する様々な情報を、多言語・やさしい日本語により提供します。

急速に発展するAIなどのデジタル技術を、分かりやすい情報の伝達や相談対応における円滑なコミュニケーション、日本語教育の分野等で効果的に活用します。

また、我が国においては、日本語がコミュニケーションに使われる基本言語であることから、外国人住民が日本語学習の必要性を理解して自ら学習するよう促すとともに、自立して生活できるよう学習機会の提供を促進し、秩序ある共生社会の実現につなげます。

(1) 地域で暮らすための情報提供

日本語能力が十分でない人を含め誰でも必要な情報が得られるよう、多言語・やさしい日本語による情報提供を推進します。多言語化に当たり、通訳の配置のほか、デジタル技術を活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を進めます。

また、多言語による相談窓口を設置し、地域で安心して暮らせるよう相談・情報提供の体制を整備します。

① 多言語・やさしい日本語による情報提供

日本での一般的な生活情報や行政サービスの利用について、外国人住民に分かりやすく伝えます。地域の生活ルールを理解するためのガイドを提供するほか、外国人住民の問合せに多言語・やさしい日本語で対応します。

また、外国人住民が、地域の住民とコミュニケーションを取りやすくなる環境づくりを推進します。

担当課所：管財課、税務課、県民広聴課、国際課、観光課、県立図書館、運転免許試験課

主な取組

- ・ 「外国人の生活ガイド」の作成
- ・ 県ホームページへの多言語情報掲載
- ・ 自動車税の課税や納税に関する情報の多言語化
- ・ 県庁舎内案内板の多言語化
- ・ 英語による県魅力PRの実施
- ・ 外国語指導助手⁹等の配置
- ・ やさしい日本語の普及促進
- ・ 日本語教室における生活情報の提供
- ・ 多文化共生キーパーソン¹⁰を活用した外国人への支援
- ・ 観光マップの多言語化
- ・ 図書館サービスに関する情報提供の多言語化
- ・ 運転免許学科試験の多言語化

② 外国人住民の相談窓口等の運営

多言語・やさしい日本語による相談窓口等を設置し、生活相談のほか、入管相談、労働相談、法律相談や福祉相談などの専門相談に対応します。

担当課所：国際課

主な取組

- ・ 外国人総合相談センター埼玉の運営

③ デジタル技術の活用による情報提供・コミュニケーション機能等の強化

デジタル技術を活用し、外国人住民との円滑なコミュニケーションを可能にする環境を整備するとともに、行政サービスを多言語で提供します。

⁹ 外国語指導助手

「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」により、主に学校又は教育委員会に配属された外国青年。日本人外国語担当教員の助手として外国語授業に携わり、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事。地域の外国語教育の普及と、国際化の推進の役割を担う。

¹⁰ 多文化共生キーパーソン

外国人住民と県や市町村などとの橋渡しを担う。地域の多文化共生を推進するため、行政情報などを外国人住民に提供するなど、生活相談に応じている。

担当課所：情報システム戦略課、国際課、感染症対策課、観光課

主な取組

- ・ 県ホームページの機械翻訳等による多言語対応
- ・ 医療通訳映像システムの導入による感染症まん延防止のための調査・指導
- ・ 観光マップの多言語化（再掲）
- ・ 県公式LINE を活用した多言語防災情報の提供
- ・ オンライン等を活用した災害時の外国人支援訓練・研修

（２） 日本語教育の市町村支援等

令和元年（2019 年）の「日本語教育の推進に関する法律」の施行を受け、県では令和 3 年（2021 年）7 月に、県内の実情に応じた日本語教育を推進するため「埼玉県日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定しました。

県は外国人住民がより暮らしやすくなるよう、市町村や関係機関等と連携して日本語学習支援に取り組めます。

① 地域における生活のための日本語教育の推進

県内では、多数の日本語教室が N G O¹¹や個人により運営されています。県は、日本語教室の実態調査を行い、地域における日本語教育の課題を把握するとともに、地域の日本語教室への専門家派遣による助言や日本語教室ボランティア研修などを通じて地域の日本語教室の運営基盤の強化を図ります。

また、日本語教室が存在しない地域における日本語教室の設置に向けた取組を支援します。

さらに、到達レベルが担保された日本語学習機会を外国人住民へ提供するため、国が示す「生活 Can do」¹²を参照した地域日本語教育プログラムの開発を行うとともに、当該プログラムを活用した日本語教室を開催する市町村を支援します。

¹¹ N G O

貧困、飢餓、環境など、世界的な問題に対して、政府や国際機関とは違う民間の立場から、国境や民族、宗教の壁を越え、利益を目的とせずこれらの問題に取り組む団体（非政府組織）。

¹² 「生活 Can do」

国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの。

担当課所：国際課、小中学校人事課

主な取組

- ・ 日本語教室の実態調査の実施
- ・ NGOと連携した日本語教室開催情報の提供
- ・ 地域の日本語教室への専門家派遣による助言や日本語教室ボランティア研修を通じた日本語教室の支援
- ・ 外国人住民の協力による日本語学習支援
- ・ 学齢を超過している外国人住民が参加できる中学校夜間学級の運営支援
- ・ 生活の場面で必要となる日本語を体系的に学べる地域日本語教育プログラムの編成
- ・ 地域日本語教育プログラムを実践する人材の育成
- ・ 地域日本語教育コーディネーター¹³等によるプログラムを活用する市町村への伴走支援

② 専門分野の外国人材への日本語学習支援

医療や福祉等の分野で活躍が期待される外国人材が、技能の習得や活用に必要な日本語を身に付けられるよう支援します。

担当課所：社会福祉課、医療人材課

主な取組

- ・ 外国人介護福祉士候補者の日本語習得に向けた支援
- ・ 介護福祉士を目指す外国人留学生の日本語習得に向けた経済的支援
- ・ 外国人看護師候補者の日本語習得に向けた支援

¹³ 地域日本語教育コーディネーター

県内の日本語教室等の実情に精通している日本語教育の専門家。

基本施策 2

誰もが安全・安心に暮らせる生活基盤づくり

外国人住民に対し、就業、防災、医療、福祉、教育などの生活に必要な情報提供等を行い、制度の適切な利用を促すとともに、地域での生活や活躍を支援します。

(1) 安全・安心な暮らしの確保等

誰もが孤立することなく、地域社会を構成する一員として安心して暮らせるよう、日本の生活における情報提供を行うとともに、地域で活躍できるよう支援します。

また、外国人のこどもの就学状況の把握や、保護者への情報提供の工夫を行う等、日本人・外国人児童生徒が共に、安心して学校生活を送ることができるよう様々な配慮を行います。

① 就業・起業支援

外国人の就業機会を確保するため、関係機関と連携して就業支援を行います。

また、育成就労制度の導入などの制度の変化を踏まえ、県内で就業する外国人材を円滑かつ適切に受け入れるため、関係機関等と連携して、地域の企業に制度を周知します。

さらに、起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人ならではの発想を生かし、起業家として地域で活躍できるよう支援します。

担当課所：社会福祉課、高齢者福祉課、医療人材課、イノベーション創造課、雇用・人材戦略課、就業支援課、産業人材育成課

主な取組

- ・ 外国人介護福祉士候補者の日本語習得に向けた支援（再掲）
- ・ 介護福祉士を目指す外国人留学生の日本語習得に向けた経済的支援（再掲）
- ・ 「埼玉県外国人介護職員応援宣言」の表明及び宣言の趣旨に賛同する介護施設等の募集
- ・ 外国人介護職員が長く働くための定着支援
- ・ 外国人看護師候補者の日本語習得に向けた支援（再掲）
- ・ 創業支援
- ・ 労働相談事業
- ・ 就職支援セミナーの開催
- ・ 求職者を対象とした職業訓練の実施
- ・ 「WORK IN SAITAMA～外国人と企業をつなぐポータルサイト～」による情報発信
- ・ 関係機関等と連携した外国人材受入制度等の周知
- ・ 外国人留学生インターンシップの実施
- ・ 外国人留学生を対象とした企業説明会の開催
- ・ 中小企業の従業員を対象とした職業訓練の実施

② 防災対策・災害時の支援

外国人住民の増加に伴い、災害等発生時に被災する外国人の増加も見込まれます。外国人住民への平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における避難指示や被災者の生活支援等の情報提供の重要性が増しています。

平常時から多言語にて防災情報の周知を図るとともに、災害時には、ホームページやSNS等により多言語での情報発信を実施します。

大規模災害発生時には、災害時多言語情報センターを設置し、県内における外国人の被災状況の確認や情報提供、災害ボランティアの派遣等を行います。

担当課所等：国際課、危機管理課、災害対策課、（公財）埼玉県国際交流協会

主な取組

- ・ 災害ボランティア派遣体制の整備
- ・ 外国人が参加できる防災訓練情報の提供
- ・ 外国人が利用しやすい災害関連情報の発信
- ・ 「避難所会話セット¹⁴」の作成
- ・ 災害時多言語情報センターの設置
- ・ 国の「災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修」への市町村職員等の派遣
- ・ 多言語による防災ハンドブックの作成
- ・ 災害時におけるやさしい日本語での情報発信
- ・ 「国民保護に関する埼玉県計画」に基づく外国人住民の安全確保に関する市町村への助言
- ・ 県公式LINEを活用した多言語防災情報の提供（再掲）
- ・ オンライン等を活用した災害時の外国人支援訓練・研修（再掲）

③ 医療・保健サービスにおける環境整備

県内医療機関等からの派遣要請に応え、通訳ボランティアを派遣します。

また、医療機関における文書等の多言語化を図ります。

さらに、感染症のまん延を防止するため、外国人住民向けに、多言語で感染症に関する情報を提供し、相談窓口を整備します。

担当課所等：国際課、感染症対策課、医療整備課、（公財）埼玉県国際交流協会

主な取組

- ・ 外国人総合相談センター埼玉の運営（再掲）
- ・ 県内医療機関等への通訳ボランティアの派遣
- ・ 医療機関等を中心とする協議会による外国人患者の受入環境の整備
- ・ 医療通訳映像システムの導入による感染症まん延防止のための調査・指導（再掲）

④ 福祉サービスにおける環境整備

外国人住民が福祉サービスを適切に利用できるよう、通訳派遣による多言語対応等を行います。

¹⁴ 避難所会話セット

震災等が発生した場合、各避難所に通訳ボランティアが到着するまでに、数日を要することが予想される。避難所会話セットは、支援活動が本格化するまでの間に、避難所の職員と外国人被災者が、簡単な意思疎通ができるようにするための会話集である。

担当課所等：人権・男女共同参画課、こども支援課、健康長寿課、(公財)埼玉県国際交流協会

主な取組

- ・ 県内医療機関等への通訳ボランティアの派遣（再掲）
- ・ 外国人DV被害を支援する民間団体などへの通訳派遣
- ・ 子育て支援に係る多言語化に取り組む市町村への補助

⑤ 住宅確保の支援

外国人住民が住まい探しをする際、日本語が十分理解できないために円滑に契約が進まない場合があります。

県では、県営住宅に関する情報、民間賃貸住宅の借り方や地域の生活ルールに関する情報を多言語で外国人住民に提供するとともに、県営住宅の入居者や入居を希望する外国人からの相談に多言語で対応します。

また、外国人等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住民に身近な市町村が主体的に取り組んでいけるよう支援します。

担当課所：国際課、建築安全課、住宅課

主な取組

- ・ ホームページや冊子による住まいに関する多言語情報の提供
- ・ 宅地建物取引業者への意識啓発
- ・ 多言語による県営住宅の入居者募集などの情報提供
- ・ 外国人等の住まい探しに協力する不動産仲介業者「あんしん賃貸住まいサポート店」の登録推進
- ・ 埼玉県住まい安心支援ネットワークの運営支援
- ・ 県営住宅に入居している外国人住民等からの相談への多言語対応
- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の普及促進
- ・ 住まい探しの協力をする居住支援法人の指定促進

⑥ 防犯・交通安全対策の推進

安全・安心に暮らすために、交通安全情報の提供や、犯罪に巻き込まれないための啓発活動を推進します。

担当課所：防犯・交通安全課、生活安全総務課、人身安全対策課、少年課、サイバー対策課、組織犯罪対策第二課、交通総務課

主な取組

- ・ 多言語による交通安全の普及・啓発
- ・ 埼玉県警察外国人交通安全アドバイザーの委嘱¹⁵
- ・ 多言語による防犯対策の普及・啓発
- ・ 多言語による防犯情報や児童虐待に関する情報提供
- ・ 多言語による犯罪関与防止講演の開催
- ・ 外国人共生対策支援専門員¹⁶の採用
- ・ 非行防止教室の開催

⑦ 就学状況の把握及び就学や幼児教育等に関する情報提供

外国人住民のこどもへの教育機会の確保に向けて就学状況の把握に努めます。外国人のこどもが就学の機会を逸することのないよう、市町村や市町村教育委員会と連携し、就学の促進に取り組みます。外国人住民が市町村で手続を行う機会を捉え、幼児教育制度、小中学校への入学や関連する手続及び就学援助、その他学校制度全般について、多言語での周知や分かりやすい説明を行います。

担当課所：学事課、国際課、高校教育指導課、小中学校人事課、義務教育指導課

主な取組

- ・ 外国人を含む保護者への幼児教育制度の周知
- ・ 日本語を母語としないこどもと保護者を対象にした高校進学説明・相談会の実施
- ・ 高等教育の修学支援制度の周知
- ・ 帰国児童生徒等支援アドバイザーの配置
- ・ 公立幼稚園新規採用者を対象とした教育的配慮に関する研修
- ・ 国が実施する調査への協力を通じた県内の外国人の子供の就学状況等の把握

¹⁵ 埼玉県警察外国人交通安全アドバイザー

外国人に対して交通安全意識の普及啓発を図るため、外国事情等に精通した人物を交通安全アドバイザーとして委嘱。

使用言語で母国との交通ルールや考え方の違いを織り交ぜながら、警察官と共に効果的な交通安全教育等を実施する。

¹⁶ 外国人共生対策支援専門員

使用言語で安全・安心を伝えるために警察本部に配置する専門員。

警察官が家庭などを訪問し、犯罪や事故の発生状況や、犯罪や事故の被害者とならないためにアドバイス等を行う巡回連絡の補助や、防犯、交通安全等の広報啓発活動時の通訳対応等を行う。

⑧ 外国人児童生徒等への日本語学習及び生活支援

市町村の小中学校に帰国児童生徒等支援アドバイザーを派遣し、外国人児童生徒等の学習支援・生活相談体制の充実を図ります。

また、学校管理職や日本語指導担当教員等を対象に、外国人児童生徒等の指導方法に関する研修を実施します。

さらに、市町村教育委員会と連携し、日本語指導教員を配置して、外国人児童生徒等が授業内容を理解するために必要な日本語を身に付けられるよう支援します。

しかし、外国人児童生徒等への日本語学習支援は、本来、国が責任を持って体制を整備すべきものです。したがって、国に対して、国が主体となって制度設計や運用を行うとともに、十分な財源措置等を行うよう要望していきます。

担当課所：高校教育指導課、小中学校人事課、義務教育指導課

主な取組

- ・ 外国人生徒等が多く在籍する県立学校への日本語支援員¹⁷の配置
- ・ 公立小中学校への日本語指導対応のための教員の配置
- ・ 帰国児童生徒等支援アドバイザーの配置（再掲）
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語能力に応じた指導の充実

⑨ 進路指導・キャリア教育

日本語を母語としない中学生が卒業後の進路を適切に選択できるよう、保護者も参加できる高校進学説明会や相談会の開催などにより進学を支援します。

また、県立高校入試における外国人特別選抜¹⁸を一部の高校で実施し、外国人生徒等の就学の機会を広げます。

担当課所：国際課、高校教育指導課

主な取組

- ・ 日本語を母語としない子どもと保護者を対象にした高校進学説明・相談会の実施（再掲）
- ・ 県立高校における外国人特別選抜の実施

⑩ 多文化共生の考え方に基づく教育の推進

外国人生徒等が多く在籍する県立高校に日本語支援員を配置し、外国人生徒等への日本語指導、適応指導、教育相談などを実施するとともに、外国人生徒等と日本人生徒との相互理解を深めます。

¹⁷ 日本語支援員

日本語指導が必要な帰国・外国人生徒が多く在籍する県立高校で、日本語指導や教育相談等の支援を行う。

¹⁸ 外国人特別選抜

高校入試における入試制度の一つであり、日本にいる期間が短い外国人のための試験。

また、日本人と外国人が互いに理解し認め合う多文化共生の視点を取り入れた教員向けの研修を実施します。

担当課所：高校教育指導課、小中学校人事課、義務教育指導課

主な取組

- ・ 外国人生徒等が多く在籍する県立学校への日本語支援員の配置（再掲）
- ・ 外国語指導助手等の配置（再掲）
- ・ 国際理解教育に関する教員研修の実施
- ・ 学齢を超過している外国人住民が参加できる中学校夜間学級の運営支援（再掲）

基本施策 3

相互理解と社会参画の促進

様々な文化的背景を持つ住民が共生する多文化共生社会においては、自らとは異なる価値観や習慣を理解することが重要です。

日本人住民と外国人住民は、地域で共に暮らし、地域の未来を共に担うパートナーであるという視点に立って、互いに理解を深めることが求められています。

また、外国人住民が地域の中で一方的に支えられる存在ではなく、責任ある社会の一員であるとの視点に立ち、地域社会に参画し、その能力を発揮できるようにします。

(1) 外国人住民の社会参画支援

多様な国籍・民族・歴史的な背景を持つ外国人住民と日本人住民は、文化、価値観、生活様式等が異なる場合があります。その違いを互いに認め、それぞれの特性を地域の活動に生かすことが重要です。

外国人住民の意見を施策へ反映させる仕組みづくりを進めるとともに、外国人住民を地域の担い手として育成し、活躍につなげます。

また、外国人住民が地域に溶け込み、積極的に地域社会に参画できるよう、地域が一体となった取組を進めます。

① 地域に根差した取組の促進

日本人住民と外国人住民とのコミュニケーションギャップ¹⁹を解消し、意思疎通を円滑にすることは、外国人住民が地域で活躍するための前提になります。そこで、地域の実情を知る市町村等と連携し、地域住民の交流機会を創出します。

また、外国人住民が犯罪に巻き込まれることを防止するため、外国人コミュニティを対象とした防犯・交通安全等の広報啓発活動や巡回連絡を実施します。

担当課所：国際課、組織犯罪対策第二課

主な取組

- ・ 地域日本語教育プログラムを活用した日本語教室における学び合い
- ・ 外国人共生対策支援専門員の採用（再掲）

② 県民と留学生等の交流支援

県国際交流協会や市町村、国際交流基金日本語国際センターと連携し、同センターで研修を受講する海外日本語教師のホームステイをあっせんします。また、県内大学等で学ぶ外国人留学生にホームステイをあっせんし、県民との交流を深めます。

¹⁹ コミュニケーションギャップ

相互に理解しあうべきコミュニケーションで、その理解の仕方や価値観の相違、情報の不足などにより、食い違いがあること。

担当課所：国際課

主な取組

- ・ 海外日本語教師のホームステイのあっせん
- ・ 外国人留学生向けホームステイのあっせん

③ 留学生の県内企業への就職支援

外国人留学生等を対象としたインターンシップや企業説明会を開催します。

また、介護福祉士養成施設に在学する留学生の日本語学習支援や、修学資金の貸付、県内の病院で研修中の外国人看護師候補者の就労研修体制の充実等を図ります。

担当課所：国際課、社会福祉課、医療人材課、雇用・人材戦略課

主な取組

- ・ 大学等と連携した外国人留学生の支援
- ・ 外国人留学生インターンシップの実施（再掲）
- ・ 外国人留学生を対象とした企業説明会の開催（再掲）
- ・ 介護福祉士修学資金の貸付け
- ・ 外国人介護福祉士候補者の日本語習得に向けた支援（再掲）
- ・ 介護福祉士を目指す外国人留学生の日本語習得に向けた経済的支援（再掲）
- ・ 外国人看護師候補者の日本語習得に向けた支援（再掲）

④ 就業・起業支援（再掲）

外国人の就業機会を確保するため、関係機関と連携して就業支援を行います。

また、育成就労制度の導入などの制度の変化を踏まえ、県内で就業する外国人材を円滑かつ適切に受け入れるため、関係機関等と連携して、地域の企業に制度を周知します。

さらに、起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人ならではの発想を生かし、起業家として地域で活躍できるよう支援します。

担当課所：社会福祉課、高齢者福祉課、医療人材課、イノベーション創造課、雇用・人材戦略課、就業支援課、産業人材育成課

主な取組

- ・ 外国人介護福祉士候補者の日本語習得に向けた支援（再掲）
- ・ 介護福祉士を目指す外国人留学生の日本語習得に向けた経済的支援（再掲）
- ・ 「埼玉県外国人介護職員応援宣言」の表明及び宣言の趣旨に賛同する介護施設等の募集（再掲）
- ・ 外国人介護職員が長く働くための定着支援（再掲）
- ・ 外国人看護師候補者の日本語習得に向けた支援（再掲）
- ・ 創業支援（再掲）
- ・ 労働相談事業（再掲）
- ・ 就職支援セミナーの開催（再掲）
- ・ 求職者を対象とした職業訓練の実施（再掲）
- ・ 「WORK IN SAITAMA～外国人と企業をつなぐポータルサイト～」による情報発信（再掲）
- ・ 関係機関等と連携した外国人材受入制度等の周知（再掲）
- ・ 外国人留学生インターンシップの実施（再掲）
- ・ 外国人留学生を対象とした企業説明会の開催（再掲）
- ・ 中小企業の従業員を対象とした職業訓練の実施（再掲）

⑤ 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる機会の拡充

有識者会議等への外国人住民の参加を促進し、県の施策に外国人住民の意見を反映させることができる機会を拡充します。

また、日本語が堪能な外国人住民等に多文化共生キーパーソンを委嘱し、行政情報の伝達や地域の生活ルールの周知、地域の外国人住民の意見の把握などを行います。

担当課所：南部地域振興センター、県民広聴課、国際課

主な取組

- ・ 地域の外国人住民の行政に対する意見を聴く場の創出
- ・ 多言語による「知事への提案」の実施
- ・ 外国人住民意識調査の実施
- ・ 外国人住民等への多文化共生キーパーソンの委嘱
- ・ 外国人住民への有識者会議委員等の委嘱
- ・ 外国人住民の視点による地域資源の発掘、魅力発信等
- ・ 災害時における外国人住民の要望の把握

⑥ 外国人住民の地域社会への参画支援

外国人留学生による出前講座など、外国人住民の地域社会への参画を促進します。

担当課所等：共助社会づくり課、国際課、(公財) 埼玉県国際交流協会

主な取組

- ・ 外国人留学生によるこども食堂や放課後児童クラブ等への出前講座の実施
- ・ 外国人住民等への多文化共生キーパーソンの委嘱（再掲）
- ・ 県内医療機関等への通訳ボランティアの派遣（再掲）
- ・ 外国人住民の協力による日本語学習支援（再掲）
- ・ 外国人支援等を行うNPO²⁰やボランティアの活動支援

⑦ 外国人コミュニティへの支援

地域の外国人コミュニティの主導的な立場にある人物や外国人住民のネットワークを支援します。

災害時等において、外国人住民が支援する側に加わることにより、支援を受ける外国人住民のニーズに合ったサービスの提供が可能になります。地域でこうした役割を担う外国人住民の育成を図ります。

また、やさしい日本語の普及を進め、外国人との意思疎通の円滑化を図ります。

担当課所等：国際課、(公財) 埼玉県国際交流協会

主な取組

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した外国人コミュニティの支援
- ・ やさしい日本語の普及促進（再掲）
- ・ 県内の外国人コミュニティを支援するNGO等への支援

(2) 多文化共生の場づくり

令和7年度埼玉県外国人住民意識調査において「外国人住民と日本人住民との相互理解を深めるため、あなたが積極的に行いたいことは何ですか」と聞いたところ、回答者の51.9%が、「日本の文化を理解するように努める」、48.7%が、「日本語を習得するように努める」と答えています。

同じ地域で暮らす日本人住民と外国人住民が、顔の見える関係を築き、理解を深める場を作ります。

²⁰ NPO

市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体で、特定非営利活動法人（NPO法人）及び市民活動団体やボランティア団体などの任意団体。

① 地域住民がつながる場づくり

地域の日本人住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進します。

担当課所等：国際課、（公財）埼玉県国際交流協会

主な取組

- ・ 県内高校生の日本語学習支援ボランティア体験
- ・ 外国人留学生によるこども食堂や放課後児童クラブ等への出前講座の実施（再掲）
- ・ 外国人住民による母国文化紹介授業の実施

② 多文化共生への理解を深める行事等の開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介するイベントを開催し、地域の日本人住民と外国人住民が交流する機会を設けます。

担当課所等：文化振興課、生涯学習推進課、（公財）埼玉県国際交流協会

主な取組

- ・ 文化芸術団体等が行う文化事業や体験活動への支援
- ・ 県内ＮＧＯ等の活動発表
- ・ 外国人住民による母国文化の紹介、日本文化に親しむ行事の開催

（３） 多文化共生の理解促進

日本人住民に対し、市町村、県国際交流協会、ＮＧＯ、企業、大学、学校、自治会等と連携して、多文化共生の地域づくりについて啓発します。

また、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、相談体制の整備、教育の充実及び啓発活動等に取り組みます。

日本人児童生徒に対しては、各教科の授業など学校生活の中で、外国人の人権に関する教育を推進します。また、市町村教育委員会と連携を図るとともに、大学や外国人住民の協力を得るほか、国際交流員や外国語指導助手を活用するなど、多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。

① 日本人住民等に対する多文化共生の意識啓発

地域の日本人住民と外国人住民との共生を進めるため、住民や企業、ＮＧＯ等と連携し、多文化共生の地域づくりについて啓発を進めます。

また、高校生が日本語教室で外国人住民の日本語学習をサポートする機会を作るなど、外国人住民との交流が自然に図れる仕組みを通じて多文化共生への理解につなげます。

担当課所：国際課、高校教育指導課、義務教育指導課

主な取組

- ・ 日本語学習を支援する人材の発掘・育成
- ・ 多文化共生を題材とした「彩の国の道徳」を活用した意識啓発
- ・ 多文化共生に関する県政出前講座の実施
- ・ やさしい日本語の普及促進（再掲）
- ・ 県内高校生の日本語学習支援ボランティア体験（再掲）
- ・ 外国人生徒等が多く在籍する県立学校への日本語支援員の配置（再掲）
- ・ 外国語指導助手等の配置（再掲）
- ・ 地域日本語教育プログラムを活用した日本語教室における学び合い（再掲）

② 不当な差別的言動等の解消

言語や文化、宗教や生活習慣などの違いから、外国人住民に対する差別や偏見が生じることがあります。また、近年では特定の民族や国籍の人々を排斥するような言動が問題になっています。

県では、こうした不当な差別的言動を防止し、誤解や偏見を解消するため、啓発冊子の作成や講座、イベントを通じて外国人の人権の啓発を推進します。

担当課所：人権・男女共同参画課、国際課

主な取組

- ・ 人権に関する研修会等における啓発
- ・ 人権啓発冊子における外国人の人権の記載
- ・ ボランティア研修等の機会を捉えた外国人の人権に関する啓発

基本施策 4

地域活性化の推進やグローバル化への対応

今後も本県の人口の減少が見込まれ、生産年齢人口の割合が更に減少する中で、活力ある社会を維持していくためには、外国人住民と連携・協働を図ることが重要です。

また、急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらしため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが必要です。

(1) 外国人住民が担う地域活性化の推進

地域の活力の維持・活性化に向けて、外国人住民ならではの知見やノウハウの活用を図ります。

① 外国人住民による県の魅力の発信

外国人住民が持つ独自の視点や感覚は、県の魅力を発信する際に新たな気づきをもたらします。行政の様々な分野において、外国人住民の意見を聴く機会を設け、効果の高い発信につなげます。

また、県の国際交流員²¹や外国語指導助手、姉妹友好州省からの研修生等、埼玉県に親しみを感じている外国人滞在者に「埼玉親善大使」を委嘱し、県の魅力を発信します。

担当課所：南部地域振興センター、国際課

主な取組

- ・ 地域の外国人住民の行政に対する意見を聴く場の創出（再掲）
- ・ 外国人住民の視点による地域資源の発掘、魅力発信等（再掲）
- ・ 埼玉親善大使の委嘱

② 外国人住民による地域貢献の機会の拡充

県内大学等に在籍する外国人留学生を講師とした異文化交流の機会を提供するなど、地域活性化を図ります。

また、一定程度日本語を習得した外国人住民が日本語教室等地域で活躍する取組を進めます。

²¹ 国際交流員

「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」により、国際交流活動に従事するために、地方自治体に配置された外国青年。地域の外国語教育の普及と、国際化の推進の役割を担う。

担当課所：国際課、(公財) 埼玉県国際交流協会

主な取組

- ・ 外国人留学生によるこども食堂や放課後児童クラブ等への出前講座の実施（再掲）
- ・ 外国人住民の協力による日本語学習支援（再掲）
- ・ 外国人住民による母国文化紹介授業の実施（再掲）

（２）共に県民の一人として協働する活動の促進

外国人住民に地域の活動に参加してもらうなど県民が協働することで、地域に新たな活力が生まれることが期待できます。

日本人住民も積極的に受け入れる姿勢を養い、一人一人の能力が十分に発揮できる地域づくりにつなげます。

① 優れた取組等の発信

多文化共生の理解等を促進する活動を通じ、地域社会に貢献されている方々を表彰し、取組の内容を広く紹介します。

担当課所：国際課

主な取組

- ・ 埼玉グローバル賞の表彰

② 日本人と外国人が協働して取り組む地域活性化の推進

地域の社会課題の解決に取り組むに当たり、日本人住民と外国人住民が相互に支え合い、得意分野を生かすことで活動の活性化につなげます。

担当課所：国際課

主な取組

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した外国人コミュニティの支援（再掲）
- ・ 外国人住民への有識者会議委員等の委嘱（再掲）
- ・ 外国人住民の協力による日本語学習支援（再掲）
- ・ 外国人留学生によるこども食堂や放課後児童クラブ等への出前講座の実施（再掲）

(3) 留学生の地域における就職促進

増加を続ける外国人留学生においては、卒業後に県内での就職や起業を希望する方も多いです。留学生について、高度な専門性や日本語能力を身に付け、日本社会を深く理解する貴重な人材であることを踏まえて、地域における就職を促進します。

① 県民と留学生等の交流支援（再掲）

県国際交流協会や市町村、国際交流基金日本語国際センターと連携し、同センターで研修を受講する海外日本語教師のホームステイをあっせんします。また、県内大学等で学ぶ外国人留学生にホームステイをあっせんし、県民との交流を深めます。

担当課所：国際課

主な取組

- ・ 海外日本語教師のホームステイのあっせん（再掲）
- ・ 外国人留学生向けホームステイのあっせん（再掲）

② 留学生の県内企業への就職支援（再掲）

外国人留学生等を対象としたインターンシップや企業説明会を開催します。

また、介護福祉士養成施設に在学する留学生の日本語学習支援や、修学資金の貸付、県内の病院で研修中の外国人看護師候補者の就労研修体制の充実等を図ります。

担当課所：国際課、社会福祉課、医療人材課、雇用・人材戦略課

主な取組

- ・ 大学等と連携した外国人留学生の支援（再掲）
- ・ 外国人留学生インターンシップの実施（再掲）
- ・ 外国人留学生を対象とした企業説明会の開催（再掲）
- ・ 介護福祉士修学資金の貸付け（再掲）
- ・ 外国人介護福祉士候補者の日本語習得に向けた支援（再掲）
- ・ 介護福祉士を目指す外国人留学生の日本語習得に向けた経済的支援（再掲）
- ・ 外国人看護師候補者の日本語習得に向けた支援（再掲）

6 プランの推進体制

多文化共生の推進は、地域全体で取り組む課題であることを認識し、県のみならず、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働することが必要です。

〔各主体の役割〕

(1) 県民

日本人住民も外国人住民も互いに国籍や文化の違いを認め合い、地域社会の一員として尊重することが求められます。日本人住民は、外国人住民との交流を深めるなど、外国人住民を地域社会の一員として受け入れていくことが期待されます。

また、外国人住民は、日本における基本的なコミュニケーションの手段である日本語の習得、日本の文化や生活習慣、地域のルールを理解し、地域活動へ参加することなどが期待されます。

(2) 県

県は、多文化共生を推進するため「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定し、プランに基づく施策を推進します。

また、市町村を包括する広域自治体として、広域的な課題への対応、市町村単位で十分な対応が難しい分野の補完、先導的な取組などを進めます。

施策の実施に当たっては、庁内を横断する体制を整えるとともに、有識者で構成する「埼玉県多文化共生推進会議」を設置し、取組の進捗状況を管理するとともに、県の国際政策を総合的かつ効果的に推進するため「埼玉県国際政策推進会議」を設置し、多文化共生施策に関して審議します。

さらに、国、他都道府県、県国際交流協会、市町村、市町村国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会等と必要に応じて課題を共有し、効果的に連携します。

(3) 県国際交流協会・地域国際交流協会

県国際交流協会は、県内全域を対象とした多文化共生の地域づくりを進める拠点としての役割を担っています。

また、地域国際交流協会は、地域の日本語教室の開催、外国人住民に関する情報の発信、通訳者・翻訳者の人材の発掘など、地域のコーディネーターとして、地域のニーズや課題を踏まえたきめ細かな事業の推進を図ることが期待されています。

それぞれが県や市町村との連携を図りつつ、民間のノウハウや県内外の関係機関とのネットワークを生かし、柔軟に事業に取り組むことが期待されています。

(4) 市町村

市町村は、日常生活に必要な行政サービスを提供する、日本人住民にも外国人住民にも最も身近な基礎自治体であり、多文化共生の地域づくりにおいて大変重要な役割を担っています。

県や関係機関と情報や課題を共有し、適切な役割分担を念頭に置いて、地域の実情に応じた多文化共生の取組を推進することが求められています。

市町村窓口における手続の機会などを活用し、外国人住民への効果的な情報提供や地域活動への参画促進に取り組むことが望まれます。

また、日本人住民に対しても意識啓発などを働き掛けるとともに、地域住民が支え合う関係づくりにつながるような交流機会の創出が期待されます。

(5) NGO

自主的な外国人住民支援活動を展開するNGOは、地域における多文化共生推進の中心的な担い手です。県内では、多数のNGOが質の高い活動を行っています。

それぞれの団体が持つ独自のノウハウ、情報、人材などを生かし、県民の参加拡大を図りながら、多様な活動を展開していくことが期待されています。

(6) 企業

企業は、外国人労働者を受け入れるに当たり、その社会的責任を果たすことが求められています。このため、労働関係法令などを遵守するとともに、外国人労働者が安全で働きやすい職場環境を確保することや、人権の尊重にも配慮することが必要です。

また、「日本語教育の推進に関する法律」において努力義務とされている外国人労働者の日本語学習の支援などに取り組むとともに、日本人の従業員にやさしい日本語での意思疎通を促すことなども望まれます。

さらに、地域社会との共生を図る観点からも、その家族の生活やこどもの教育に関する支援も期待されています。

(7) 大学

大学は、多文化共生を担う人材の継続的な育成や、教員や外国人留学生による啓発等、地域の多文化共生の推進において重要な役割を担っています。

また、外国人留学生にとって魅力のある大学づくりを進め、高度な人材の受入れを促進するとともに、留学生の就職に際しては、県内企業等と連携して支援することが求められています。

さらに、多文化共生に関する調査研究や施策立案への助言などにより、行政やNGOへの協力が期待されています。

(8) 学校

学校（小・中・高・特別支援学校）は、外国人児童生徒等への日本語学習指導を始め、保護者への分かりやすい説明、就学・進学・就職等に関する取組など、重要な役割を担っています。

また、全ての児童生徒に対し、多文化共生の視点を意識した教育活動を推進することが求められています。

(9) **日本語教室**

日本語教室は、外国人住民にとって身近な場所です。日常会話を中心とした生活に必要な日本語を学ぶことができると同時に、住民同士のつながり・交流の場、気軽に相談ができる場としての役割が期待されます。

(10) **自治会等**

自治会等は、外国人住民に対し、地域の活動への参加を働き掛け、地域に溶け込みやすい環境づくりに資することが期待されます。

(11) **国**

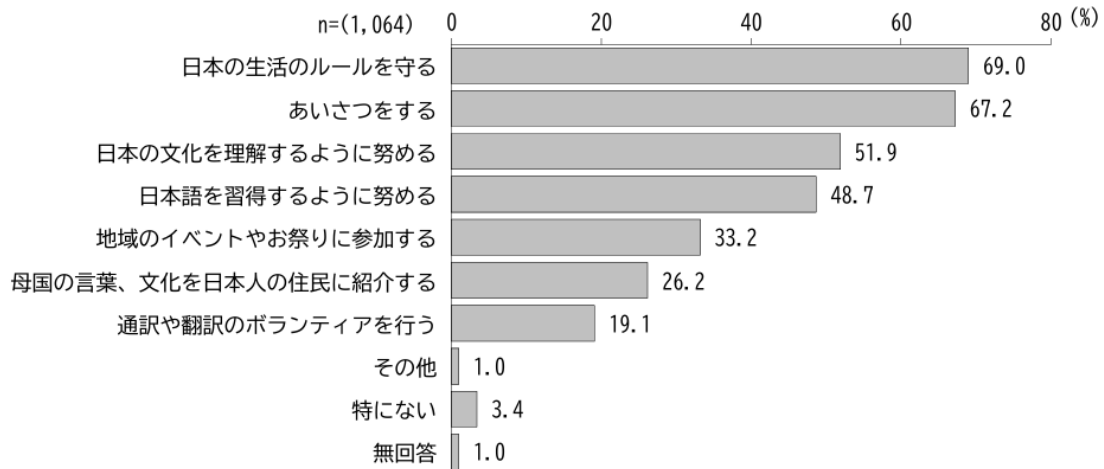
国は、中長期的視点に立って、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策に係る体系的・総合的な方針を策定し、実施することが求められます。

また、多様な主体が情報共有や連携を図ることができる場を設けることや、（一財）自治体国際化協会等を始めとする国の機関が育成する人材や知見を提供することなどが求められます。

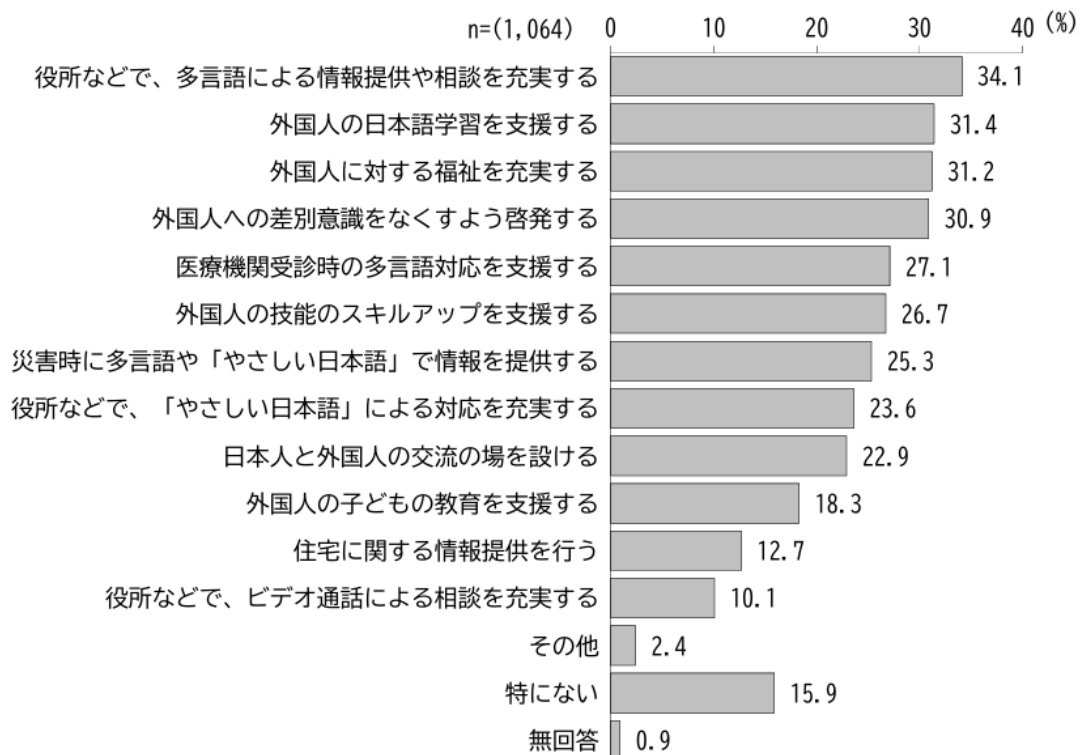
【参考資料】

〔令和 7 年度埼玉県外国人住民意識調査 報告書から抜粋〕

質問 外国人住民と日本人住民との相互理解を深めるため、あなたが積極的に行いたいことは何ですか（当てはまるもの全てにチェック）。



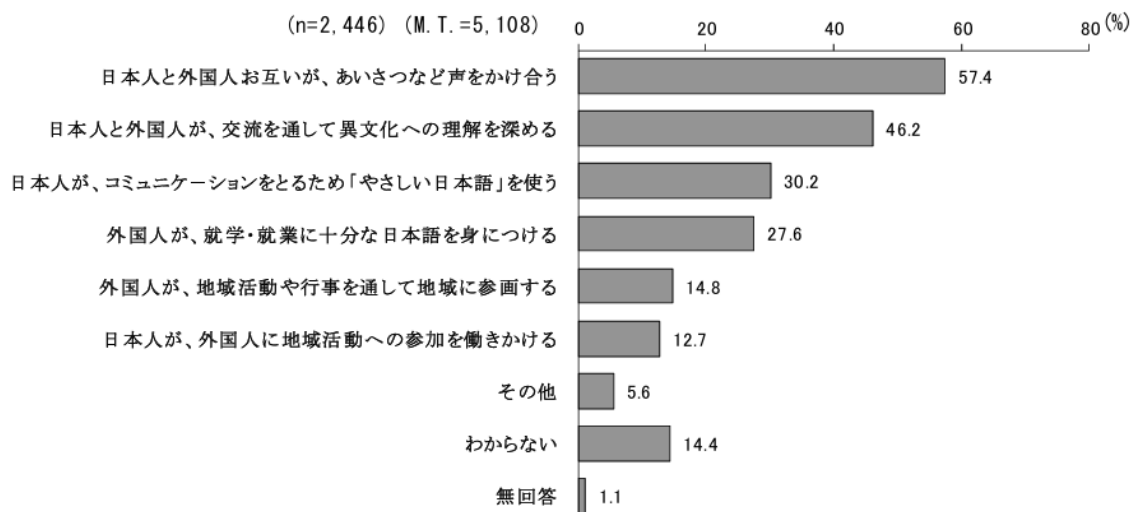
質問 あなたは、県に対してどのようなサービスを望みますか（当てはまるもの全てにチェック）。



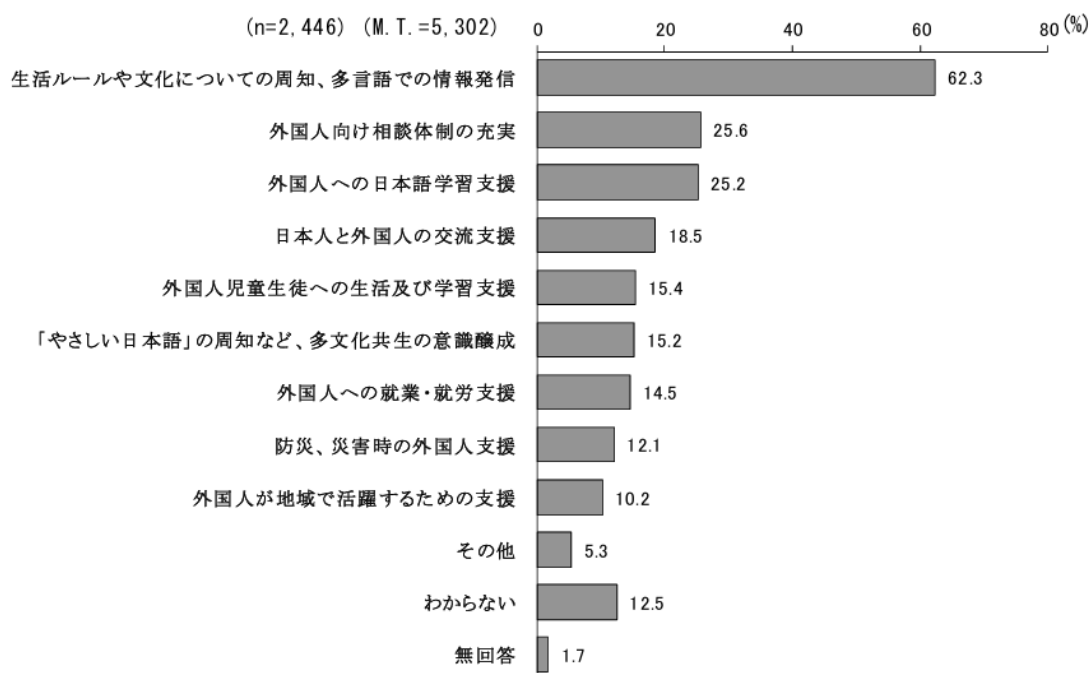
令和 7 年度埼玉県外国人住民意識調査 概要	
調査期間	令和 7 年 11 月 12 日（水）～12 月 3 日（水） ※一部自治体において調査対象の確認を要したため、当該自治体のみ 12 月 8 日（月）を調査締切日とした
調査対象	本調査に協力可能な県内在住の満 18 歳以上の外国人
調査方法	自記式調査票による郵送配布、郵送回収及びインターネット調査
有効回収票数	1,064 件（有効回収率 26.6%）

〔令和 7 年度埼玉県政世論調査 報告書から抜粋〕

質問 あなたは、多文化共生のために、日本人と外国人がお互いにできることは何だと思いますか。次の中から 3 つまで選んでください。（○は 3 つまで）



質問 あなたは、多文化共生社会を目指すうえで、県がどのような取組に力を入れるべきだと思いますか。次の中から 3 つまで選んでください。（○は 3 つまで）



令和 7 年度埼玉県政世論調査 概要	
調査期間	令和 7 年 7 月 4 日（金）～7 月 25 日（金）
調査対象	県全域の満 18 歳以上の 5,000 人
調査方法	郵送法（郵送配布、郵送回収・インターネット回収併用）
有効回収票数	2,446 件（有効回収率 48.9%）

埼玉県多文化共生推進プラン策定スケジュール

令和８年２月	令和７年度第２回多文化共生推進会議開催 ・骨子案について説明
令和８年７月	令和８年度第１回多文化共生推進会議開催 ・素案について説明
令和８年１０月	市町村向け意見照会 ・原案に関する意見照会
令和８年１０月	県民コメント実施 ・原案に関するパブリックコメントの募集
令和８年１１月	令和８年度第２回多文化共生推進会議開催 ・最終案について説明
令和９年２月	県議会への付議

埼玉県多文化共生推進会議委員名簿

(敬称略・50音順)

任期 令和8年7月～令和10年6月

甘利 英治	(一財) 自治体国際化協会 多文化共生部長	
佐藤 郡衛	(独法) 国際交流基金 日本語国際センター 所長	副委員長
高柳 なな枝	地球っ子クラブ 2000 代表	
外山 翔	高校教育指導課 教育課程担当 指導主事	
中本 進一	埼玉大学 名誉教授	委員長
西川 ナンシ	公益財団法人さいたま観光国際協会 国際交流センター (STIB) スペイン語通訳	
築瀬 裕美子	(特非) Living in Japan 代表	
山浦 育子	(一社) 多文化社会専門職機構 代表理事	
山尾 三枝子	埼玉日本語ネットワーク 代表 多文化共生キーパーソン	
吉野 正洋	吉野電化工業 (株) 代表取締役社長	

(令和8年10月1日現在)

埼玉県多文化共生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県での「多文化共生社会」の実現を目指し、取り組むべき施策を総合的に推進するため、埼玉県多文化共生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 外国人住民
- (3) 多文化共生の推進に係わる活動を行っている者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進会議の会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理するものとし、委員長が指名する。

(審議事項)

第5条 推進会議は、次の事項を審議する。

- (1) 埼玉県多文化共生推進プランの推進に関すること
- (2) 多文化共生推進に関するPRに関すること
- (3) 多文化共生推進に関する連携・強化に関すること
- (4) その他多文化共生推進に関し必要な事項

(会議)

第6条 推進会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認められる場合は、委員以外の職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務は、県民生活部国際課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

埼玉県多文化共生推進プラン
(令和9年度～令和13年度)
埼玉県県民生活部国際課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048-830-2717 FAX 048-830-4748
e-mail a2705-13@pref.saitama.lg.jp